

回																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和5年度 和歌山県

はかりの定期検査のお知らせ

～そのはかり、検査を受けていますか？～

取引（商売）や証明に使用する【はかり】は、計量法の規定により2年に1度、和歌山県が実施する検査を必ず受検しなければなりません。



かつらぎ町は今年度が実施対象となっておりますので、取引（商売）や証明に【はかり】を使用している方は、必ず検査を受けてください。



検査に合格した【はかり】には左のシールが貼られます。

検査を受検していない、または合格していない【はかり】は、取引（商売）や証明に使用できません。

検査の対象となる【はかり】については裏面を参照してください。

「かつらぎ町」検査会場・日程

実施場所	実施年月日	実施時間
かつらぎ町役場花園支所 (かつらぎ町花園梁瀬645)	令和5年5月9日 (火)	11:00～11:30
紀北川上農業協同組合志賀グリーン店 (かつらぎ町志賀352-2)	〃 〃	13:00～14:00
大谷公民館 (かつらぎ町大谷288-4)	令和5年5月10日 (水)	10:30～11:30
かつらぎ体育センター (かつらぎ町丁ノ町2530-140)	〃 〃	13:00～15:30
紀北川上農業協同組合見好西総合選果場 (かつらぎ町東渋田62-1)	令和5年5月11日 (木)	10:30～11:30
笠田ふるさと交流館 (かつらぎ町笠田東396-3)	〃 〃	13:00～15:00

問い合わせ先

1	和歌山県商工観光労働総務課 計量指導班 TEL 073-441-2713 FAX 073-432-4409	2	かつらぎ町 産業観光課 TEL 0736-22-0300 FAX 0736-22-6432
---	--	---	--

令和5年度【はかり】の定期検査について

- 計量法第19条の規定により、表面日程のとおり【はかり】の定期検査を実施します。
- 検査対象の【はかり】について確認したい方は、表面記載の（問い合わせ先1）までご連絡ください。
- 新品免除：はかりの検定証印等に付された製造年月の翌月1日から起算し、検査日現在で1年を経過していないはかりは、今回の定期検査は免除になります。

検査の対象となる【はかり】の一例

- (1) 商店（精肉店、鮮魚店、米穀店、菓子店、惣菜店等）での計量販売に使用するはかり
- (2) 薬局、病院、医院の調剤用はかり及び健康診断に使用する証明用体重計
- (3) 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等での健康診断に使用する証明用体重計
- (4) 各種農林水産物の計量販売に使用するはかり
- (5) 事業所（農協、漁協、工場等）での受入・出荷時に使用するはかり、内容量及び品質表示のための計量に使用するはかり
- (6) 運送（宅配便）会社の荷物の運賃算出のための計量に使用するはかり（取次店を含む）
- (7) 官公庁（保健所、保健センター等）で各種証明に使用するはかり
- (8) 百貨店、スーパー、青果市場、魚市場、観光農園、貴金属店、釣具店、LPG充填所等での計量に使用するはかり

検査の対象から除かれる【はかり】の一例

- (1) 事業所や商店で、商品の製造・加工工程で使用されるはかり
- (2) 個人の健康管理のために使用する体重計
- (3) 料金等の目安を調べるために使用するはかり
- (4) 各農家から農協に出荷する際にのみ使用するはかり

【はかり】は精度を確保するための検定等が実施されており、これに合格したのものには次の証印が付されています。



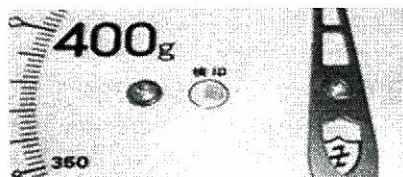
検定証印



基準適合証印



この証印がある【はかり】は、家庭用計量器ですので、取引や証明に使用することはできません。



※家庭用計量器以外にも「取引証明以外用」と表記されている計量器もありますので、取引証明に使用する場合は、検定証印、基準適合証印の有無を確認してください。

はかりを取引や証明に使用する場合は、上記の検定証印、基準適合証印のどちらかが付されているはかりを使用しなければなりません。

【検査手数料】

- ・ 検査を受けるには検査手数料が必要です。
- ・ はかりの種類によって手数料は異なります。（1台につき500円～2,200円）